

# 牟岐町事業継続給付金 申請要領

令和2年6月15日施行

令和2年8月12日改正

## 1. 事業継続給付金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、事業継続に困っている中小企業者等（個人事業者を含む）に対し、将来に向けた事業継続のために『牟岐町事業継続給付金（以下「本給付金」という。）』を交付するものとする。

## 2. 給付金額

一律10万円（※同一の者に対して1回限りとする。）

## 3. 交付までの流れ

### （1）申請書類の作成・申請

- ① 交付要件の確認
- ② 申請書類の準備
- ③ 申請

### （2）牟岐町での審査

### （3）給付金の交付決定及び通知

### （4）交付

## 4. 交付要件の確認

本給付金の交付を受けようとする者（以下「給付金申請者」という。）は、次の全てを満たすものとする。

- （1）令和元年12月31日時点において、牟岐町内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- （2）新型コロナウイルスの影響により、事業収入が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
  - ① 令和2年4月から12月までの任意の1か月の事業収入が、前年同月に比して20%以上減少していること。
  - ② 事業継続期間が1年未満の事業者又は単純な事業収入の前年比較が困難な場合は、令和2年4月から12月までの間においていずれか1か月（対象月）の事業収入が、令和元年中の月平均の事業収入に比して20%以上減少していること。
- （3）法人の場合は牟岐町内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていること。
- （4）個人事業者の場合は主に牟岐町内で事業を行っており、事業収入を得ていること。  
（不動産収入は除く）
- （5）副業ではなく、反復継続的に営利目的で営み、確定申告をしていること。

(6) 町税において3月末までに未納となっていないこと。(納付猶予の手続きを行っている場合を除く)

(7) 次に該当する者は本給付金の給付対象外とする。

- ・事業者からの会費等の収入を得て経営指導、厚生事業、共同販売を行っている組合、経済団体等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託業者」を行う事業者
- ・政治団体
- ・宗教上の組織若しくは団体
- ・牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体
- ・上に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当ではないと町長が判断する者

2 中小企業者（個人事業者を含む）とは、以下の要件に該当する企業（事業者をいいます。

- ・小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種：資本金3億円以下または従業員300人以下

## 5. 申請期間

本給付金の申請期間は令和2年6月22日（月）から令和3年1月29日（金）とする。

## 6. 申請書類の準備

### (1) 共通

- ・申請書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・その他町長が必要と認める書類

### (2) 法人

- ① 確定申告書類等

- ② 令和2年4月から12月（対象月）の月間事業収入がわかるもの
- ③ 振込先口座の通帳の写し

① 確定申告書類等

対象月の属する事業年度の直前の事業年度の方で、下記全ての書類

- ・確定申告書別表一の控え（写）
- ・法人事業概況説明書の控え オモテ面及びウラ面（写）

※ただし、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。

電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※収受日日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定日の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

② 令和2年4月から12月（対象月）の月間事業収入がわかるもの

売上台帳、帳面その他の申請日の対象月に属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料をご提出ください。（令和2年●月と明確に記載されている等）

（例）

- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・エクセルで作成した売上データ
- ・手書きの帳簿のコピー 等

③ 振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- ・法人名義の口座の通帳の写し（法人の代表者名義も可）

通帳を開いた1・2ページ目等

- ・電子通帳の画面コピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等

◎ 証拠書類及び算定に関する特例（法人）

(A) 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

事前の事業年度の確定申告が相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合は、下記の全ての書類を確定申告書類の代替え書類として添付し、他申請書類と合わせて申請してください。

- ・ 2事業年度前の確定申告書類
- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

(B) 申請書と証拠書類の法人名が異なる場合

社名変更により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合にも、法人番号に変更の場合は、同一法人とみなし、下記全ての書類を添付し通常と同様に申請してください。

- ・ 履歴事項全部証明書

(C) 事業継続期間が1年未満の場合

令和元年12月31日以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合、前記4条申請要件の確認－(2)－②の要件を満たす場合、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせて申請してください。

- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 様式第3号
- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

(3) 個人事業者

- ① 確定申告書類等
- ② 令和2年4月から12月（対象月）の月間事業収入がわかるもの
- ③ 振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類の写し
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

① 確定申告書類等

（青色申告の場合）

令和元年中分で下記全ての書類

- ・ 確定申告書第一表の控え（写）
- ・ 所得税青色申告決算書の控え 1ページ目及び2ページ目（写）

※令和元年中分の確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申請した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※收受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は。受付日時の印字）又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

（白色申告の場合）

令和元年中の月別の事業収入が確認できないため、年間事業収入を12か月で割って月平均の事業収入を算定し、令和2年4月から12月までの間においていずれか1か月（対象月）の売上金額がこれと比して20%以上減少しているときは、下記全ての書類を添付し、他申請書と合わせて申請してください。

・確定申告書第一表の控え（写）

※令和元年中分の確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申請した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※收受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は。受付日時の印字）又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

・様式第3号

② 令和2年4月から12月（対象月）の月間収入がわかるもの。

売上台帳、帳面その他の申請日の対象月に属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事がある場合には、対象月の月間事業収入を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料をご提出ください。（令和2年●月と明確に記載されている等）

（例）

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ

・手書きの帳簿のコピー 等

③ 振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

・個人名義の口座の通帳の写し（屋号名義は不可）

通帳を開いた1・2ページ目等

・電子通帳の画面コピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等

④ 本人確認証の写し

本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例)

・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替え可能）

・個人番号カード（オモテ面のみ）

※通知カードで本人確認はできません

・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が得別永住者のものに限る）（両面）

・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されていない場合は、下記のように2種類の書類にて代替えすることができます。

・住民票（※）及び各種健康保険証（両面）の両方

（※）…公共料金の請求書や郵便物等でも可

◎証拠書類及び算定に関する特例（個人事業者）

(A) 令和元年中分の確定申告の義務がない、その他相当の理由により提出できない場合

町民税・県民税の申告をしている場合、月別の事業収入が確認できないため、年間事業収入を12か月で割って月平均の事業収入を算定し、令和2年4月から12月までの間においていずれか1か月（対象月）の売上金額がこれと比して20%以上減少しているときは、下記全ての書類を添付し、他申請書と合わせて申請してください。

- ・町民税・県民税の申告書類の控え
- ・様式第3号

(B) 事業継続期間が1年未満の場合

令和元年12月31日以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合、前記4条申請要件の確認－(2)－②の要件を満たす場合、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせて申請してください。

- ・様式第3号

7. 給付金の交付決定

町長は、前条の規定による給付金交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、可否を決定し、給付金交付決定通知書(様式第4号)又は、給付金不交付決定通知書(様式第5号)により給付申請者に通知するものとする。

8. 給付金の交付決定の取り消し及び返還

町長は、給付金支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本給付金の支給を取り消し、既に給付した本給付金については返還させることができる。

- (1) 虚偽そのほか不正な方法により本給付金の支給の決定を受け、又は支給を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めたとき

10. 税務上の取り扱いについて

本給付金については原則、確定申告の給付該当決算期において雑収入として計上すること。